

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日等に
当たるとは、その翌日)

目 次

◇ 規 則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇ 告 示

第三十期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正

土地改良事業の工事の完了

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定(二件)

開発行為に関する工事の完了

◇ 選 管 告 示

政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

◇ 公 告

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

規 則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十九号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「二百七十九円」を「二百八十四円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五・五パーセント」を「年五パーセント」に改める。

第四条中「年三パーセント」を「年二・五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和六十一年三月十四日から適用する。

3 昭和六十一年三月十四日から昭和六十一年四月三十日までの間に貸付けの行われた漁業経営安定資金に係る改正後の規則第二条第三項第三号及び第四条の規定の適用については、第二条第三項第三号中「年五パーセント」とあるのは「年五・二五パーセント」と、第四条中「年二・五パーセント」とあるのは「年二・七五パーセント」とする。

4 昭和六十一年三月十四日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百四十六号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第三十期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和六十一年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 推薦する者の資格
第三十期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でないこと。

三 推薦手続

(一) 労働組合は、推薦書（様式第一号）を推薦期間内に知事に提出すること。

(二) 労働組合は、労働組合資格審査申請書（様式第二号）を推薦期間内に鳥取県地方労働委員会に提出すること。

四 推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合、順位を付けること。

五 推薦期間

昭和六十一年九月五日から同月十六日まで

様式第1号

推薦書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

所在地

労働組合の名称

代表者名

㊦

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年 月日	現住所	労働組合の 名称及び地位	労働場の 名称及び地位	備考

(注) 学歴、職歴、組合歴等を年月日順に記入した履歴書を添付すること。

様式第2号

労働組合資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県地方労働委員会

会長

殿

所在地

労働組合名

代表者名

㊦

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参加したので、労働組合法第5条第1項の規定により資格を審査して下さるよう下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 労働組合の規約
- 2 労働協約
- 3 その他資格の立証に必要な資料

- (1) 役員名簿
- (2) 経理状況
- (3) 従業員数及び組合員数(男女別)
- (4) 組合事務所の借上状況
- (5) 福利厚生への援助を受けている状況

(資格を立証するため、地方労働委員会に手続中のものは、その旨付記すること。)

鳥取県告示第七百四十七号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号中「百二十四円」を「百二十八円」に改める。

鳥取県告示第七百四十八号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>土地改良事業の名称 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 佐木谷地区農道整備</p>	<p>工事完了年月日 昭和五十九年十二月五日</p>
----------------------------------------------------------	--------------------------------

鳥取県告示第七百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字関金宿字大阪谷二一五七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由
林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字園字一里濱二三四〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字五反田続三三一の五、三三一の六、字五反田

西通三一二の一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百五十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十一月二十一日 鳥取県指令受都計第三百五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市今在家字下井ノ上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市今在家一四三

塚野 豊

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	年月日	備考
前田宏後援会	前田 恒利	川部 定蔵	岩美郡岩美町大字岩本一〇九〇	昭和六十三年七月三日	その政治団体
鈴木昇一後援会	間屋口良一	瀬戸根和男	岩美郡岩美町大字本庄三三二一四	昭和六十一年七月九日	その政治団体
遠藤勝美と連帯する市民の会	安田 昭三	遠藤 献子	境港市外江町一七三〇	昭和六十一年七月十九日	その政治団体
丸山薫後援会	西尾 久雄	定久 健	岩美郡国府町大字宮下一九一	昭和六十一年七月二十八日	その政治団体
竹内有後援会	築谷 隼雄	吉田 唯義	境港市末広町一	昭和六十一年七月三十日	その政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
全日電工連政治連盟鳥取県支部	主たる事務所の所在地	鳥取市湖山町九九八	米子市錦町九一丁目一四	昭和六十一年七月十四日	その政治団体
代表者の氏名	高岡 光義	安部 寛治			

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	岩田 貞夫	有馬 義昭	年月日	備考
やまね英明後援会	やまね英明	後援会	山根英明後援会		昭和六十一年七月十八日	その政治団体
	浅井 清治	加藤節太郎	谷口 宗			
	岩見誠次後援会	代表者の氏名	山本 良二	浜田 光治	昭和六十一年七月十九日	その政治団体
	河西正治後援会	代表者の氏名	奥山 茂久	円井 豊	昭和六十一年七月二十一日	その政治団体
		会計責任者の氏名	坂本喜太郎	奥山 茂久		

鳥取県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十一年九月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その世の政治団体

期間 昭和57年1月1日～同年12月 政治団体の名称 遠藤勝美後援会
 31日 報告年月日 昭和61年7月19日

1 収入・支出の総額		報告年月日 昭和61年7月28日	
(1) 収入総額	20,000円	1 収入・支出の総額	
ア 前年繰越額	0円	(1) 収入総額	2,200円
イ 本年収入額	20,000円	ア 前年繰越額	2,200円
(2) 支出総額	12,000円	イ 本年収入額	0円
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	2,200円
(1) 収入の内訳		2 支出の内訳	
寄附 (内訳別掲)		經常経費	
個人からの寄附	20,000円	備品・消耗品費	2,200円
合 計	20,000円	合 計	2,200円
〔寄附の内訳〕		期間 昭和59年1月1日～同年12月31日	
個人からの寄附		政治団体の名称 丸山黨後援会	
その他	20,000円	報告年月日 昭和61年7月28日	
(2) 支出の内訳		収入・支出の総額	
政治活動費		1 収入総額	0円
機関紙誌の発行費	12,000円	2 支出総額	0円
その他の事業費		期間 昭和60年1月1日～同年12月31日	
機関紙誌の発行事業費	12,000円	政治団体の名称 丸山黨後援会	
合 計	12,000円	報告年月日 昭和61年7月28日	
期間 昭和58年1月1日～同年12月31日		収入・支出の総額	
政治団体の名称 丸山黨後援会			

1 収入総額 0円 | 2 支出総額 0円

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和61年9月5日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
初心者講習	昭和61年10月16日	午前10時30分から午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220第15会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者	

経 験 者	昭和61年9月29日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階 第22会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各警 察署の管内に居住す る者
	昭和61年10月7日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
	昭和61年10月22日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階 第21会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各警 察署の管内に居住す る者
講 習 者	昭和61年11月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署 会議室	倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住す る者
	昭和61年11月18日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の 管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有青鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
 - イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
 - ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者
- 4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間
- イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 5 考 査
- 初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 3,000円
- イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品
筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）